

東日本大震災に係る避難者の府営住宅等への入居期間延長について

平成27年7月17日
京都府災害支援対策本部
電話 075-414-5615

京都府では、東日本大震災に係る避難者を府営住宅等において受け入れ、入居期間を入居日から5年間としていたところですが、東日本大震災から4年4ヶ月となる中、被災県からの要請等を踏まえ、1年間の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

なお、京都府では、災害発生直後から災害救助法指定市町村全域からの避難者（自主避難者を含む。）を受け入れています。

- 1 入居期間延長等の内容 入居日から最長6年以内に延長（1年延長）
- 2 対象となる世帯・住宅 府営住宅、府職員住宅及び国家公務員宿舎（府借上）等に受入中の全世帯
- 3 対象世帯数 99世帯 244人

（内訳）府営住宅19世帯37人、府職員住宅等18世帯39人、
国家公務員宿舎61世帯166人、民間提供住宅1世帯2人

<参 考>

被災県	今回の要請内容 ※詳細は別添資料参照	府の取扱	対象世帯数
			（カッコ内は、うち府独自措置分）
岩手県	入居日から6年間 又は 5年間	入居日から 6年間	1（1）
宮城県			11（6）
福島県	74（65）		
茨城県、栃木県	13（13）		

注：福島県については、平成29年3月までの延長要請に関わらず、29年4月以降も京都府の独自措置として引き続き受け入れる避難世帯の数
福島県以外は、延長要請のない地域からの自主避難世帯数



災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間の延長要請内容

被災県	要請内容
岩手県 (H27.5.27通知)	① 県の指定する避難元市町村（4市2町1村※1）からの避難者は入居から6年間に延長 ② 県の指定する避難元市（2市※2）からの避難者のうち、特定の要件該当者は延長 ③ ①②以外の避難者については延長しない ※1…野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 ※2…奥州市、一関市
宮城県 (H27.5.29通知)	① 県の指定する避難元市町（5市2町※1）からの避難者は入居から6年間に延長 ② 県の指定する避難元市町（2市3町※2）からの避難者のうち、特定の要件該当者は平成29年3月31日を超えない範囲で延長 ③ ①②以外の避難者については延長しない ※1…石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町 ※2…仙台市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町
福島県 (H27.6.15通知)	全県一律平成29年3月末まで延長 ※平成29年4月以降の取扱いについては以下のとおり ①避難指示区域 — 避難指示解除の見通しや復興公営住宅の整備状況等を見据え、今後判断 ②避難指示区域外 — 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了し、新たな支援策へ移行 地震・津波の被害による避難者は、公営住宅整備状況等の進捗状況を踏まえ、個別に延長する方向で検討